## 群馬県適正化通信 NO. 48

## 無免許運転・無資格運転の防止について

最近、群馬県内の運送事業者の運転者が無免許運転や、無資格運転で検挙された事案が立て続けに起きています。特に平成19年6月2日に施行された道路交通法により、新たに新設された中型免許制度ですが、未だに制度の誤った認識をしている方や、誤った思い込みをしている方などが多く見受けられ、検挙されて初めて気付いた事業者や管理者の方がいます。当然ながら無資格運転をした運転者はもとより、運転を命じた事業者や運行管理者に対しても責任が問われることになります。下記事項について、夫々の立場で法令違反にならぬよう、管理の徹底をお願いします。

また、免許停止中の運転者の方が事業用自動車に乗務していた事案も発生しており、乗務前の点呼等において確実に免許証を確認するようお願いします。

事業所(管理者)が確認すべき事項	運転者本人が確認すべき事項
①道路交通法の改正内容の確認	①道路交通法の改正内容の確認
②運転者の免許種別及び取得年月日等の確	②免許の種別及び取得年月日の確認並びに
認並びに運転可能な車種の確認	運転可能な車種の確認
③事業に使用する貨物自動車の車検証によ	③運転しようとする貨物自動車の車検証に
る車両総重量及び最大積載量の確認	よる車両総重量及び最大積載量の確認
④運転者に対する指導の徹底	

免許証	運転可能車種
【新制度普通免許証】⇒平成19年6月2日以降	車両総重量5t・最大積載量3tまで
に普通免許を取得	
【旧制度普通免許証】⇒平成19年6月1日以前	車両総重量8t・最大積載量5tまで
に普通免許を取得	
【旧制度免許を更新したときの免許証	車両総重量8t・最大積載量5tまで
・更新すると『中型(8 t)限定』の記載が入る。	

自 動 車	自動車の分類
大型自動車	<ul><li>・車両総重量が 11 t 以上</li><li>・最大積載量が 6.5 t 以上</li><li>・乗車定員 30 人以上</li></ul>
中型自動車	・車両総重量が 5 t 以上 11 t 未満 ・最大積載量が 3 t 以上 6.5 t 未満 ・乗車定員 11 人以上 30 人未満
普通自動車	・車両総重量が5t未満 ・最大積載量が3t未満 ・乗車定員11人未満 (大型・小型特殊や二輪車を除く)

免許の種類	運転できる自動車等の種類
	大型自動車・中型自動車・
大型免許	普通自動車・小型特殊自動
	車・原動機付自転車
	中型自動車・普通自動車・
中型免許	小型特殊自動車・原動機付
	自転車
 普通免許	普通自動車・小型特殊自動
日週光町	車・原動機付自転車

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。 群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関 電話 027-212-8821